

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第9号

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林組合法施行細則（昭和53年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(信託規程の設定、変更及び廃止の承認申請等)</p> <p>第2条 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第1項 <u>(法第109条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による信託規程の承認を受けようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第3項 <u>(法第109条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第4項 <u>(法第109条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による信託規程の変更の届出をしようとするときは、別記第2号様式の2による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(信託規程の設定、変更及び廃止の承認申請)</p> <p>第2条 森林組合は、法第10条第1項の規定による信託規程の承認を受けようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 森林組合は、法第10条第3項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(共済規程の設定、変更及び廃止の承認申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第4項 <u>(法第109条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による共済規程の変更の届出をしようとするときは、別記第4号様式の2による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(共済規程の設定、変更及び廃止の承認申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第4項 <u>(法第109条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、別記第6号様式の2による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>

(森林経営規程の設定、変更及び廃止の承認申請等)

第5条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の承認を受けようとするときは、別記第7号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第7号様式の3による申請書を知事に提出しなければならない。

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、別記第7号様式の4による届出書を知事に提出しなければならない。

第10条 （略）

(株式会社への組織変更の認可申請)

第10条の2 生産森林組合は、法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けようとするときは、別記第12号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。

(合同会社への組織変更の認可申請)

第10条の3 生産森林組合は、法第100条の16の規定により、合同会社への組織変更の認可を受けようとするときは、別記第12号様式の3による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の経由等)

第16条 法及びこの規則の規定により森林組合等が知事に提出する書類の提出部数は2部（第3条、第4条、第5条の2、第6条及び前2条に規定するものにあつては、1部）とし、当該森林組合等の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

別記

第1号様式（第2条関係）

信託規程設定承認申請書

(略)

注

森林組合連合会が信託規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第1項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第1項」とすること。

第10条 （略）

(書類の経由等)

第16条 法及びこの規則の規定により森林組合等が知事に提出する書類の提出部数は2部（第3条、第4条、第6条及び前2条に規定するものにあつては、1部）とし、当該森林組合等の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

別記

第1号様式（第2条関係）

信託規程設定承認申請書

(略)

第2号様式（第2条関係）

信託規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 森林組合連合会が信託規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第3項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第3項」とすること。

第2号様式の2（第2条関係）

信託規程変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第10条第4項の規定により、信託規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 信託規程を変更した理由を記載した書面
- 2 信託規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 信託規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の信託規程

注

森林組合連合会が信託規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第4項」とすること。

第4号様式（第3条関係）

共済規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 （略）

第4号様式の2（第3条関係）

共済規程変更届

年 月 日

新潟県知事 様

第2号様式（第2条関係）

信託規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

第4号様式（第3条関係）

共済規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
- 2 （略）

住所
名称 森林組合
代表者の氏名 ㊦

森林組合法第19条第4項の規定により、共済規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 共済規程を変更した理由を記載した書面
- 2 共済規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 共済規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の共済規程

注

森林組合連合会が共済規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第19条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第19条第4項」とすること。

第6号様式（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書
（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 （略）

第6号様式の2（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更届
年 月 日

新潟県知事 様

住所
名称 森林組合
代表者の氏名 ㊦

森林組合法第24条第4項の規定により、林地処分事業実施規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 林地処分事業実施規程を変更した理由を記載した書面
- 2 林地処分事業実施規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 林地処分事業実施規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の林地処分事業実施規程

注

森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第24条第4項」と

第6号様式（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書
（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
- 2 （略）

すること。

第7号様式 (略)

第7号様式 (略)

第7号様式の2 (第5条の2関係)

森林経営規程設定承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程の承認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 森林経営事業を行おうとする理由を記載した書面
- 2 森林経営事業実施計画の概要を記載した書面
- 3 森林経営規程を議決した総会(総代会)の議事録の謄本
- 4 森林経営規程

注

森林組合連合会が森林経営規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第1項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第1項」とすること。

第7号様式の3 (第5条の2関係)

森林経営規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第3項の規定により、森林経営規程の変更(廃止)の承認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

(変更の場合)

- 1 森林経営規程を変更する理由を記載した書面
- 2 森林経営事業実施計画の変更の概要を記載した書面
- 3 森林経営規程の変更を議決した総会(総代会)の議事録の謄本
- 4 森林経営規程の変更部分の新旧対照表
- 5 変更後の森林経営規程

(廃止の場合)

- 1 森林経営規程を廃止する理由を記載した書面
- 2 森林経営規程の廃止を議決した総会(総代会)の議事録の謄本

3 契約の処分計画を記載した書面

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 森林組合連合会が森林経営規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第3項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第3項」とすること。

第7号様式の4（第5条の2関係）

森林経営規程変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第4項の規定により、森林経営規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 森林経営規程を変更した理由を記載した書面
- 2 森林経営規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 森林経営規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の森林経営規程

注

森林組合連合会が森林経営規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第4項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第4項」とすること。

第12号様式（その2）（略）

第12号様式（その2）（略）

第12号様式の2（第10条の2関係）

株式会社への組織変更認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 生産森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- 4 定款

- 5 森林組合法第100条の3第6項において準用する同法第66条第2項及び同法第67条第2項に定める手続を完了したことを証する書面

第12号様式の3（第10条の3関係）

合同会社への組織変更認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 生産森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第100条の16の規定により、合同会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- 4 定款
- 5 森林組合法第100条の18において準用する同法第66条第2項及び同法第67条第2項に定める手続を完了したことを証する書面

第14号様式（第11条関係）

監査規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。

第14号様式（第11条関係）

監査規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。